

(内容省略)	(内容省略)
証券取引約款	証券取引約款
(第1条～ 省略)	(第1条 省略)
第2条（金融商品の取引）	第2条（金融商品の取引）
1. お客様は、本サービスを利用し、有価証券の保護預り取引、国内証券取引、外国証券取引、 <u>株式累積投資</u> 、信用取引、外国株式信用取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組み合わせた取引等（以下、「本取引」といいます。）を行うことができます。	1. お客様は、本サービスを利用し、有価証券の保護預り取引、国内証券取引、外国証券取引、信用取引、外国株式信用取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組み合わせた取引等（以下、「本取引」といいます。）を行うことができます。
(以下、省略)	(以下、省略)
(第3条～第5条 省略)	(第3条～第5条 省略)
第6条（アカウント登録及び本サービスの利用）	第6条（アカウント登録及び本サービスの利用）
1. お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引アカウント約款、信用取引口座約款、外国株式信用取引口座約款、 <u>株式累積投資約款</u> 及び振替決済口座管理約款等）等（以下、「本約款等」といいます。）に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類添えて、当社に対してアカウント登録の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。	1. お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引アカウント約款、信用取引口座約款、外国株式信用取引口座約款及び振替決済口座管理約款等）等（以下、「本約款等」といいます。）に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類添えて、当社に対してアカウント登録の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。

することができます。ただし、ウェブ上の登録フォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、アカウント登録及び本サービスの利用開始を認める場合があります。

2. (省略)

3. アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引アカウントの登録を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。

- (1) 保護預り取引
- (2) 国内証券取引
- (3) 外国証券取引
- (4) 株式累積取引**
- (5) 信用取引**
- (6) 外国株式信用取引**
- (7) 振替決済口座取引**
- (8) 前項各号を組み合わせた取引**
- (以下、省略)

(第 7 条～第 11 条の 3 省略)

第 11 条の 4 (株式累積投資)

- 1. お客様が第 6 条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、株式累積投資アカウントが開設されます。**
- 2. 株式累積投資については、当社「株式累積投資約款」の定めに従い取扱うものとします。**

す。ただし、ウェブ上の登録フォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、アカウント登録及び本サービスの利用開始を認める場合があります。

2. (省略)

3. アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引アカウントの登録を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。

- (1) 保護預り取引
- (2) 国内証券取引
- (3) 外国証券取引
- (新設)**
- (4) 信用取引
- (5) 外国株式信用取引
- (6) 振替決済口座取引
- (7) 前項各号を組み合わせた取引
- (以下、省略)

(第 7 条～第 11 条の 3 省略)

(新設)

(第 12 条～第 35 条 省略)	(第 12 条～第 35 条 省略)
第 36 条 (契約締結時<u>等</u>交付書面)	第 36 条 (契約締結時交付書面)
1. 当社は、お客様の取引注文が成立したときには、遅滞なく、契約締結時 <u>等</u> 交付書面をお客様に交付いたします。	1. 当社は、お客様の取引注文が成立したときには、遅滞なく、契約締結時交付書面をお客様に交付いたします。
第 38 条 (電子交付)	第 38 条 (電子交付)
1. 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて府令に定める電磁的方法によって交付（以下、「電子交付」といいます。）することができるものとします。当社は、お客様が本約款の同意をもって電子交付を承諾したものとして、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。	1. 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて府令に定める電磁的方法によって交付（以下、「電子交付」といいます。）することができるものとします。当社は、お客様が本約款の同意をもって電子交付を承諾したものとして、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。
((1). 省略)	((1). 省略)
(2)当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することができるものとします。	(2)当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することができるものとします。
イ) 契約締結前交付書面	イ) 契約締結前交付書面
ロ) 取引報告書（契約締結時 <u>等</u> 交付書面）	ロ) 取引報告書（契約締結時交付書面）
ハ) 取引残高報告書・包括再担保同意明細書	ハ) 取引残高報告書・包括再担保同意明細書
二) 目論見書	二) 目論見書
ホ) 特定口座年間取引報告書	ホ) 特定口座年間取引報告書
ヘ) 外国証券取引報告書（契約締結時 <u>等</u> 交付書面）	ヘ) 外国証券取引報告書（契約締結時交付書面）
（以下、省略）	（以下、省略）
(第 39 条～第 55 条 省略)	(第 39 条～第 55 条 省略)

	以上 <u>令和7年11月9日 改訂</u>	
保護預り約款 (内容省略)		保護預り約款 (内容省略)
外国証券取引アカウント約款 (内容省略)		外国証券取引アカウント約款 (内容省略)
信用取引口座約款 (内容省略)		信用取引口座約款 (内容省略)
外国株式信用取引口座約款 (内容省略)		外国株式信用取引口座約款 (内容省略)
株式等振替決済口座管理約款 (内容省略)		株式等振替決済口座管理約款 (内容省略)
特定管理口座約款 (内容省略)		特定管理口座約款 (内容省略)
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 (内容省略)		特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 (内容省略)

<u>株式累積約款</u>	<u>(新設)</u>
<u>第1条（約款の趣旨）</u>	<u>(新設)</u>
<p>1. この株式累積投資約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネット等を利用したオンライン株式累積投資サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係及び本サービスの利用に関する取り決めです。</p> <p>2. 当社に本サービス利用のための取引アカウント（以下、「本取引アカウント」といいます。）を開設するにあたり、金融商品取引法その他関係法令並びに日本証券業協会及び金融取引所の規則等を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾しこれを証するため、別途、必要となる書面、又は電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p>	
<u>第2条（本サービスの利用）</u>	<u>(新設)</u>
<p>1. お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを開始することができます。</p>	
<u>第3条（金銭の払込み）</u>	<u>(新設)</u>
<p>1. お客様は、株式累積投資に係る株式の買付けにあてるため、当社に株式累積投資利用のための本取引アカウントを開設し、一銘柄につき1回当たりあらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「払込金」という。）を証券取引アカウントから自動振替により本取引アカウントに払込むものとします。当該自動振替処理は原則としてお客様の指定した株</p>	

式累積投資に係る買付け日の前営業日の16時30分頃に行うものとします。

2. お客様の一銘柄に対する払込金の額は、1,000円以上1円単位の金額で、かつ一月当たり200万円未満の金額とします。

3. お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込金の額を変更することができます。なお、毎営業日15時29分までに受け付けた変更の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた変更の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。

4. お客様が2以上の銘柄を指定銘柄とするときには、指定銘柄ごとに払込金の額をあらかじめ申し出るものとします。

第4条（払込みの休止・再開）

1. お客様は、所定の手続きによって当社に払込みの休止を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込みを休止することができます。なお、毎営業日15時29分までに受け付けた休止の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた休止の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。また、第3条に定める自動振替において、証券取引アカウント内の引き出し可能な金額が払込金の額に不足する等により、同一銘柄の自動振替が2回連続で実行できなかった場合、当社は当該銘柄に係る自動振替及び買付を休止いたします。

2. 前項の場合、所定の手続きによって当社に払込みの再開を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込み

(新設)

の再開をすることができます。なお、毎営業日 15 時 29 分までに受け付けた再開の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15 時 30 分以降に受け付けた再開の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。

第 5 条（買付株式の選定）

1. 株式累積投資において買付けのできる株式は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。
2. お客様は、当該お客様が選定銘柄の中から指定した一の銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）について、つみたて金額、つみたて指定日及び口座区分等の株式累積投資に係るプラン（以下「積立プラン」という。）を設定の上、買付けの申込みを行うものとします。ただし、一のお客様に係る積立プランの数は、当社が定める積立プラン数を超えることはできません。
3. お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも積立プランを変更することができます。なお、毎営業日 15 時 29 分までに受け付けた変更の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15 時 30 分以降に受け付けた変更の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。

(新設)

第 6 条（買付けの方法）

1. 当社は、お客様の一の指定銘柄の払込金と株式累積投資契約を締結し同一の銘柄を指定された他のお客様の払込金を合算した金額をもって、契約母店を介して、当社が選定銘柄ごとにあらかじめ指定した国内

(新設)

の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場（以下「指定金融商品取引所」といいます。）において、当該指定銘柄の株式の共同買付けを行います。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、全顧客の払込金の総額により買付けを行うことが可能な当該指定銘柄の総株数に対し、当社の累積投資用自己名義（以下、「当社名義」といいます。）において保有する株式と対当させることができた場合には、当社内で当該指定銘柄の株式の共同買付けに対当させることができます。

3. 前2項の買付けに際し、全顧客の払込金の総額について株式の買付に単元に満たない株式が生ずるときは、当社がその差額を払込むことによりお客様と共同して買付けるものとします。

4. 買付けに際しお客様から徴収する買付手数料は無料です。

第7条（買付時期及び価額）

1. お客様は、積立プランごとに次の各号のいずれかの買付日を指定するものとします。なお、お客様は、当社所定の方法により増額日設定を年2回まで設定することができます。

- (1) 每営業日
- (2) 毎週（曜日指定）
- (3) 毎月（日付指定）
- (4) 2ヶ月毎（日付指定）
- (5) 3ヶ月毎（日付指定）
- (6) 4ヶ月毎（日付指定）

2. 当社は、お客様からの払込金の受入に基づいて生じた預り金をもつて買付けを行う場合は、前項で指定された買付日（以下「買付指定日」）

(新設)

といいます。)に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行で、買付注文の執行を行います。

3. 当社は、お客様からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって行う買付けに対し当社内で対当させる場合は、買付指定日に指定金融商品取引所における始値で、当社名義において保有する当該銘柄に対し対当させることにより、買付注文の執行を行います。

4. 第1項(2)から(6)の買付指定日が休場の場合は、当社は、当該買付指定日の翌営業日に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行で、買付注文の執行を行うものとします。

5. 第2項の買付について、売買取引が成立しない場合には、当社は翌営業日に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行で、買付注文の執行を行うものとします。また、翌営業日以降、売買取引が成立しない場合も、同様の方法で買付注文の執行を行うものとします。

6. 第2項の買付について、当該買付銘柄の価格下落等により、当社の発注した株数等が、当該買付銘柄を指定銘柄とする顧客の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について買付注文の執行を遅滞なく行うものとします。

7. 第2項の買付について、当該買付銘柄にストップ高での買付約定しかなく、かつ、比例配分となって約定株数等が当該買付銘柄を指定銘柄とする顧客の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について、買付注文の執行を翌営業日の取引開始時刻までに成行で行うものとします。

8. 第6項及び第7項の場合において、一の指定銘柄について、約定単価が複数となった場合には、お客様の当該指定銘柄の買付価格はその加重平均価格とします。

9. 当社は、買付ける銘柄について売買規制等により第2項から第7項までに定める買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文の執行を行うものとします。なお、自動振替処理が2回連続実行できなかった積立プランについて、当社は当該積立プランを自動休止いたします。

10. 本条における買付注文の執行について、発注株数等執行方法は、当社が別途定める方法によるものとします。

11. 当社は、当該お客様の証券取引アカウント内の引き出し可能な金銭が払込金の額に不足する場合は、当該払込金の額が不足した積立プランに係る当該買付指定日の自動振替及び買付けを行わないものとします。

お客様が2以上の積立プランを設定している場合において、同一営業日に2以上の積立プランの自動振替が行われる場合は、積立プラン設定時期の古いものから順に自動振替を行うものとします。

第8条（持分）

1. お客様は、買付けた株式につき共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することとします。この場合、第6条第3項によって当社が払込む差額については、その金額の割合に応じて当社の持分とします。

2. お客様の持分は、原則として、1株に満たない端数株式について小数点以下第10位を切り上げて確定します。

(新設)

3. 当該株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については当該株式の買付日よりお客様に帰属するものとします。
4. 株式累積投資契約に基づく単元未満の株式名義は当社名義とします。
5. 第1項から第3項にかかわらず、当社名義の株式に係る発行会社に対する権利の行使は当社が行うものとします。なお、お客様は、当該株式に係る発行会社の各株主総会における議決権の行使について、当社に対して何らの指示も与えることはできません。
6. お客様は、当社名義の株式のお客様に係る持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。
- (1)発行会社への単元未満株式買取請求の取次ぎ
(2)お客様の本取引アカウント以外のアカウント残高との合算
(3)お客様の本取引アカウント以外のアカウントへの振替指図
(4)当社又は第三者への質権その他の担保権の設定

第9条（売却）

1. 当社がお客様より売却の申込みを受けたときには、当社がその相手となって当該お客様の当該持分を買取るものとします。
2. 前項において、株式累積投資契約に基づき買付けを行った株式の持分のうち当該買付注文の約定日に買付約定した当該持分について当該約定日と同日において売却の申込みはできません。
3. 第1項における当社の買取価額は、原則として、売却申込日の翌営業日における始値に買取株数を乗じた金額から買取手数料に消費税等を加えた金額を控除した価額とします。買取価格に小数点以下が生じた場

(新設)

合は小数点第 1 位を切り捨ていたします。なお、買取価格が 1 円に満たない場合はお客様へお支払いはいたしません。

4. 前項における買取手数料の額は、当社の定める所定の手数料額とします。

5. 第 1 項の買取に際して、当社は当該株式の売買単位未満の持分の売却の申込み以外受け付けません。また、お客様は当該持分の一部の売却申込みをするときには原則として整数の株数で指定するものとします。

6. 当社がお客様から売却の申込みを受け、当社が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額を、買取日から起算して 3 営業日目に当該お客様の証券取引アカウントにお支払いします。

第 10 条（株式の管理）

1. 株式累積投資契約によって買付けた株式は、これを他の契約により管理する株式と併せて管理します。

2. お客様は、株式累積投資契約以外によって取得した株式を、株式累積投資契約に基づく株式として、当社に開設した本取引アカウントに記載又は記録することはできません。ただし、当該株式を本取引アカウントに記載又は記録することが適当であると当社が特に認める場合は、この限りではありません。

3. 当社は、当該株式を株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）で管理することができるものとします。

4. 第 1 項により管理する株式については、次の事項につき本約款によりお客様のご同意をいただいたものとしてお取り扱いします。

(1) お預りした株式と同銘柄の株式に対し、その株数に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

(新設)

(2)お預りしている株式を返還又は売却換金するときは、同銘柄の株式をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

5. 当社は、お客様の持分が単元株式数に達したときには、単元株に分割することとし、当該単元株については本約款及び本サービスの適用を受けないものとします。

第 11 条（配当金・増資・株式分割等諸権利処理）

1. 共有株式に係る株式の配当金、権利交付金等の果実及び株式分割等諸権利で取得する株式（共有株式と同一の種類の株式に限る。）は、お客様に代って当社が受領のうえ、これを当該お客様の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、本取引アカウントに繰入れて預ります。預り金は、お客様の本取引アカウントに繰入れ後、第6条、第7条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。

2. 当社は、共有株式について新株予約権（共有株式と同一の種類の株式を目的とするものに限ります。以下同じ。）が付与された場合は、当該新株予約権を市場で換金のうえ、これを当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、本取引アカウントに繰入れて預ります。お預り金は、お客様の本取引アカウントに繰入れ後、第6条、第7条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。

3. 当社は、株主優待等の名目で支給される物品その他（以下「株主優待物等」といいます。）については、お客様に代って受領のうえ、遅滞なく換金し、これを当該お客様の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、本取引アカウントに繰入れて預ります。お預り金は、本取引アカウントに繰入れ後、第6条、第7条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。

(新設)

4. 当社は、前項の株主優待物等の換金については、容易に換金できるものとして当社が認める株主優待物等をお客様に代わって受領し、当社の定める方法により換金することとします。
5. 当社は、共有株式について、株式、新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主優先募入に係る株主の権利及び新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主割当発行に係る株主の権利は行使しないものとします。
6. 第1項、第2項及び第3項において、再投資に係るお預り金は、円単位未満を切り捨てことにより確定いたします。
7. 第1項、第2項及び第3項において、再投資に係るお預り金を本取引アカウントに繰入れたときに、当該各項前段に係る銘柄が積立プランの指定銘柄ではない場合あるいは積立プランが解約されている場合には、当社は当該お客様の当該銘柄について再投資を行わないものとします。
8. 当社は、共有株式について株式併合や株式交換、株式移転、スピンオフ（会社分割）等の新株が付与された場合は、お客様に代って当社が当該株式を受領し、これを当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し配分を行うものとします。
9. 当社は、共有株式について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理いたします。

第12条（本取引アカウント管理料）

1. 本取引アカウント管理料は無料です。

第13条（選定銘柄の除外）

(新設)

(新設)

1. 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定除外銘柄の共有持分を有するお客様に通知するものとします。

(1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社の更生、再生若しくは破産をすることとなったとき又は営業活動を停止したとき

(2) 当該選定銘柄が上場廃止、上場廃止猶予期間入り又は整理銘柄になったとき

(3) 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となり、1年間経過したとき

(4) 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき

2. 前項の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として、第9条の規定に準じて速やかにお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうえ当該お客様の証券取引アカウントに支払うものとします。また、当該お客様の本取引アカウントに当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、併せて顧客の証券取引アカウントに支払うものとします。

第14条（積立プランの解約等）

- お客様は、所定の手続きによって当社に積立プランの解約を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも積立プランを解約することができます。なお、毎営業日15時29分までに受け付けた解約の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた解約の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。
- 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧客の積立プランを解約することができるものとします。

(新設)

(1)お客様の払込金が引続き1ヵ年を超えて払込まれなかつたとき
(2)積立プランの指定銘柄が第13条の規定に従い選定銘柄から除外されたとき
(3)当社が株式の累積投資業務を営むことができなくなつたとき
3. 本約款に基づく契約の解約については、本約款の定めるところによります。

第15条（申込事項等の変更）

1. 転居など申込事項に変更があったときは、お客様は、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。

(新設)

第16条（その他）

1. 当社は、本サービスに基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によても対価をお支払いいたしません。
2. お客様は、本サービスに係る持分について、他人に譲渡し又は担保に差入れる等一切の処分をすることはできません。
3. 当社は、第2条（本サービスの利用）の規定に従い、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかつた場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(新設)

第17条（合意管轄）

1. 本約款の合意管轄については、「証券取引約款」第54条を準用するものとします。

(新設)

<p><u>第18条（約款の変更）</u></p> <p>1. 本約款の変更については、「証券取引約款」第52条を準用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 令和7年11月9日 制定</p> <p>非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 (第1条～第5条の2 省略)</p> <p><u>第5条の3（株式累積投資の取扱い）</u></p> <p>1. 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定内の株式累積投資は、原則として株式累積投資約款に基づきます。</p> <p>2. 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定内で株式累積投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、引き続き非課税の特例の適用を受けるため、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定として管理します。</p> <p>第5条の4 (省略) (第6条～第12条 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>以上</p> <p>非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 (第1条～第5条の2 省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5条の3 (省略) (第6条～第12条 省略)</p> <p><u>第13条（特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について）</u></p> <p>1. 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付</p>
--	--

	<u>けないことといたします。</u>
第13条 (契約の解除) (省略)	第14条 (契約の解除) (省略)
第14条 (合意管轄) (省略)	第15条 (合意管轄) (省略)
第15条 (約款の変更) (省略)	第16条 (約款の変更) (省略)
以上 <u>令和7年11月9日 改訂</u>	以上
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (内容省略)	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (内容省略)
以上	以上